

調理業務従事証明書について 1

- この証明書は、経営者、施設長、店長などの代表者等が作成するものです。
- 証明を受ける本人(受験者)が書くことはできません。

！ 証明者は、業種や経営、開設主体等によって異なります。
下記表1の①から⑨のうち該当する証明者に依頼してください。

(表1)

勤務先の業種	経営・開設主体	証明者	証明者の印
飲食店営業 魚介類販売業 そうざい製造業	法人経営	① 法人の代表者 (代表取締役等)	代表者印
		② 人事担当役員 (総務部長, 人事部長等)	担当役員の職印
		③ 施設長 (店長, 工場長, 所長等)	施設長の職印
	個人営業	④ 営業者	営業者の個人印
給食施設※	法人開設	⑤ 法人の代表者 (理事長等)	代表者印
		⑥ 施設長 (園長, 病院長等)	施設長の職印
	個人開設	⑦ 開設者	開設者の個人印
	公的機関開設	⑧ 施設長 (〇〇市立〇〇小学校長, 給食センター長等)	施設長の職印
下記に該当する方のみ, ⑨になります			
受験者本人が代表者等(法人の代表取締役, 個人営業の営業者等)である場合	⑨ 飲食店関係組合等の所属団体の長 または同業者 ※同業者とは、飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業の営業許可を受けている施設の代表者等(上記の①から④)です。 ※施設廃業の場合: 勤務当時の代表者等がいる場合は、その方に証明してもらいます(個人印)。勤務当時の代表者等がない場合は、勤務当時を知る同業者(上記①から④)や、飲食店関係組合等の所属団体の長(団体長の印必要)から証明をもらってください。		
受験者が代表者等の配偶者にあたる場合			
受験者が代表者等の二親等内の血族(親, 子, 祖父母, 兄弟, 孫など)にあたる場合			
勤務していた施設等が既に廃業している場合			

※給食施設であっても、給食業務を外部の業者に委託している場合は、原則として受託業者が飲食店営業の許可を取得していますので、証明者及び証明書の記入方法は飲食店営業の場合と同様になります。詳しくはQ&Aの質問6を参照して下さい。

調理業務従事証明書について 2

●証明印は、従事した施設の経営・開設主体が個人の場合と法人の場合で押印の仕方が異なります。次の例に従って押印してください。

個人営業の場合

営業者の個人印を押印する

個人印



法人の場合

職印(法人名と役職名の両方が入った印)を押印する

職印



など

●職印がない場合には、次の(ア)～(エ)のいずれかの方法により押印してください。

(ア)法人印と役職印が2つに分かれる場合

→法人印と役職印を両方押印する



+



など

(イ)法人印はあるが役職印がない場合

→法人印を押印し、証明者の個人印を役職印の代わりに押印する
さらに、証明者の役職を証する書類を添付する



+



+



在職証明書
辞令書(写し)
雇用契約書(写し)等

(ウ)役職印はあるが法人印がない場合

→役職印を押印する
さらに、証明者の役職を証する書類を添付する



など

+



在職証明書
辞令書(写し)
雇用契約書(写し)等

(エ)役職印も法人印もない場合

→証明者の個人印を押印する
さらに、証明者の役職を証する書類を添付する



+



在職証明書
辞令書(写し)
雇用契約書(写し)等

調理業務従事証明書について 3

●調理業務従事証明書の記載に関して質問の多い事項をまとめました。

質問	回答
1 1つ目の勤務先で1年間、2つ目の勤務先で1年半、調理業務に従事しているが、受験に必要な職歴を満たしていると認められるか？ また、調理業務従事証明書はどのように書いてもらえばよいか？	認められます。職歴は複数の勤務先の調理業務従事期間を合算することができます。連続した期間でなくても認められます。 証明書は、通算2年以上となるようそれぞれの勤務先から証明を受けて下さい。2枚以上になっても構いません。用紙が足りない場合はコピーするか、いばらき食の安全情報WebSiteから印刷してご利用ください。
2 受験者本人が経営している飲食店での調理業務を受験者本人が証明できるか？	受験者本人や受験者の二親等内の血族(受験者本人の父母、祖父母、兄弟姉妹、子、孫等)または配偶者(夫または妻)は証明者になれません。
3 親族の会社で調理業務に従事している場合は誰に証明してもらえばよいか？	このような場合は、飲食店関係組合等の所属団体の長、または同業者の証明を受けて下さい。
4 株式会社が経営している飲食店だが、店長が証明して良いか？	可能です。ただし、証明印に、法人名と役職名のどちらか一方あるいは両方が無い場合には、証明した店長の在職証明書等を添付して提出して下さい。
5 働いていた飲食店を経営していた会社が既に廃業している場合、あるいは個人経営の飲食店で働いていたが既に廃業している場合、どのように証明してもらえばよいか？	勤務当時の代表者等がいる場合は、その方に証明してもらいます(個人印)。勤務当時の代表者等がいない場合は、勤務当時を知る同業者(表1の①から④)や、飲食店関係組合等の所属団体の長(団体長の印必要)から証明をもらってください。 なお、廃業の場合は、許可年月日等の記入が無くても構いません。
6 施設等から業務委託を受けて、給食の調理業務に従事している場合は誰に証明してもらえばよいか？	給食業務を受託している業者の代表者、人事担当役員、もしくは施設長が証明して下さい。証明書の記入に際しては、営業の種類番号を丸で囲み、許可年月日、許可番号、許可保健所名を記入して下さい。
7 記載事項を訂正する場合はどのようにしたらよいか？	記載事項の訂正は、誤って記入した箇所に2本の横線を引き、その上部余白に正しい文字を記入し、訂正部分に証明印と同じ印鑑を押印して下さい。
8 証明者の役職を証する書類として、証明者の名刺は認められるか？	名刺は認められません。
9 他県の様式の調理業務従事証明書を提出して良いか？	茨城県の様式で証明されたものしか認めません。
10 過去に受験しようと思って証明してもらったが、結局受験せずに手元に持ったままの証明書がある。これを提出して良いか？	様式が変更されていないならば可能です。

調理業務従事証明書について 4

● 県内の主な関係団体の一覧です(H28.4.4現在)。団体の長に証明してもらう必要がある方は以下を参考にして下さい。

団 体 名	住 所	電 話 番 号
(一社)茨城県調理師連合会	水戸市天王町2-25	029-226-0727
(一社)茨城県調理師技術振興会	水戸市酒門町2149-2 川崎ビル2F 202	029-231-4054
(公社)全日本司厨士協会 茨城県本部	水戸市大工町1-2-1 ホテル・ザ・ウエストヒルズ・水戸内	029-303-5111
(公社)茨城県食品衛生協会	水戸市笠原町600-44	029-241-9511
(公社)日本中国料理協会 茨城県支部	水戸市桜川2-1-6 サウス・K・ビル1F	029-222-0777
茨城県麺類業生活衛生同業組合	水戸市笠原町978-35 水府そば大和屋内	029-243-4538
茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合	水戸市三の丸1-3-2 林業会館内	029-225-2291
茨城県すし商生活衛生同業組合	水戸市青柳町4566 水戸市公設市場 水戸中央水産内	029-231-3043
茨城県中華料理生活衛生同業組合	水戸市石川2-4251-3 紅孔雀内	029-252-1911
茨城県料理飲食業生活衛生同業組合	水戸市五軒町3-1-14 白石ビル2階	029-226-1598
茨城県喫茶業生活衛生同業組合	水戸市河和田1-1653-19 (有)レストラン三笠内	029-255-0800

● 試験に関しては県生活衛生課または県内各保健所までお問い合わせ下さい。

茨城県保健福祉部生活衛生課 食の安全対策室

〒310-8555 水戸市笠原町978-6

TEL:029-301-3424(ダイヤルイン)

HP:いばらき食の安全情報Web Site <http://www.shoku.pref.ibaraki.jp/>

保 健 所 名	住 所	電 話 番 号
水戸保健所 衛生課	〒310-0852 水戸市笠原町993-2	029-241-0100
ひたちなか保健所 衛生課	〒312-0005 ひたちなか市新光町95	029-265-5645
常陸大宮保健所 衛生課	〒319-2251 常陸大宮市姥賀町2978-1	0295-52-1157
日立保健所 衛生課	〒317-0065 日立市助川町2-6-15	0294-22-4190
鉾田保健所 衛生課	〒311-1517 鉾田市鉾田1367-3	0291-33-2158
潮来保健所 衛生課	〒311-2422 潮来市大洲1446-1	0299-66-2116
竜ヶ崎保健所 衛生課	〒301-0822 龍ヶ崎市2983-1	0297-62-2163
土浦保健所 衛生課	〒300-0812 土浦市下高津2-7-46	029-821-5364
つくば保健所 衛生課	〒305-0035 つくば市松代4-27	029-851-9287
筑西保健所 衛生課	〒308-0021 筑西市甲114	0296-24-3913
常総保健所 衛生課	〒303-0005 常総市水海道森下町4474	0297-22-1351
古河保健所 衛生課	〒306-0005 古河市北町6-22	0280-32-3021